

気軽 に ぜ 三 ナ ー ル

税制改正の流れ

税理士法人土屋会計事務所 土屋 進

1. 「税制改正要望」の提出(8月)

・各業界団体などから来年度の税制改正に関する要望が各省庁へ寄せられ最終的に各省庁から財務省主税局等に「要望」が提出される。

2. 「与党税制調査会」で議論される(11月～12月)

・ここで各省庁からの税制改正要望項目がふるいにかけられ、その中から「税制改正項目」が決定される。

3. 与党が「税制改正大綱」を発表(12月中旬)

・「税制調査会」での議論の末、「税制改正大綱」が発表される。
・「税制改正大綱」は、国会での審議予定の税制改正項目が掲載されており、来年度以降の税制改正の「青写真」ともいえます。

4. 「税制改正法案」の国会提出・審議(1月～3月)

・「税制改正法案」が1月頃国会に提出され、「衆議院」→「参議院」の順に審議されます。

5. 「税制改正法案」国会可決・成立(3月)

6. 「税制改正関連法」施行(4月)

毎年、このような流れで税制が改正され施行されていきますが、私がこの原稿を書いているのが12月上旬で、上記2の段階です。来年度以降の税制改正の内容が「与党税制調査会」で審議されており、新聞紙上で毎日税制改正の記事が掲載されています。その中でも特に話題となっているのが、給与所得控除額の縮小(平成32年1月から施行予定)と配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成30年から実施)です。

(1) 給与所得の金額は

(収入金額－給与所得控除額)で計算されます。

この給与所得控除額は、事業所得などのように収入金額から必要経費を差し引くことができない代わりに所得税法で定められた給与所得控除額を給与等の収入金額から差し引きます。この給与所得控除額を一律10万円引き下げ、年収850万円を超える人は上限を設ける。現在の給与控除額の上限は年収1,000万円以上の人で220万円ですがこの改正で年収850万円以上で195万円まで引き下げるといいます。一方基礎控除額(誰でも受けることができる)を38万円から48万円に引き上げ

るため給与の年収850万円以下の人は税負担は変わりません。

(2) 配偶者控除の縮減(平成30年分以後)

納税者本人(夫)の所得金額に関係なく配偶者(妻)の所得金額38万円以下(給与収入で103万円以下)で受けられる配偶者控除(38万円)について、納税者本人(夫)の所得金額が900万円(給与収入1,120万円)を超えると控除額が逡減していき、1,000万円(給与収入で1,220万円)を超えると配偶者控除が受けられなくなります。

納税者本人の所得金額 (給与収入-給与所得控除額)	控除額(平成30年分以後)	
	70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者
900万円以下	38万円	48万円
950万円以下	26万円	32万円
1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

(3) 配偶者特別控除の拡大(平成30年分以後)

納税者本人(夫)の所得金額が年1,000万円以下(給与収入で1,220万円以下)で、配偶者(妻)の所得金額が38万円を超え76万円未満(給与収入で103万円超141万円未満)で受けられる配偶者特別控除について、下線部分の76万円未満が123万円以下(給与収入で年、約201万円以下)に引き上げられ、納税者本人の所得金額が900万円(給与収入で1,120万円)を超えると控除額が逡減していきます。

まだ他にも税制改正項目はありますが、12月中旬に発表された「税制改正大綱」を参考にしてください。また、今年の年末調整、確定申告は平成29年度分ですので上記の改正は平成30年度以降ですので間違いのないように…。

○事業承継税制の拡充

10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引き上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。